

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	五ヶ瀬 (五ヶ瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で主に栽培している作物は水稻である。認定農業者と中山間組織の役員が中心となり、畜産とイチゴを経営している。地区内の経営体は高齢化している。担い手はいるが十分ではない。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理、飼料用作物の栽培である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足が挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは農家の収入の低下である。
主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

高齢化により後継者も少ないため、担い手確保に取り組み、地域で新規就農希望者との交流を図ることを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者と中山間組織の役員を中心となる経営体として位置づけ、担い手に集積・集約化する。 ・今後離農者が増えた場合は中心となる経営体及び中山間組織に農地を集約し、耕作放棄地にならぬよう農地保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特になし。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備に取り組む予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携し、確保・育成の努力をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵の設置及び点検を行う。
⑦法面と畔は個人での対応、他は引き続き中山間事業を活用し、保全・管理等を行っていく。
⑨飼料用作物。